

中国での公証取得および防衛公開

China-IPPublication.net

中国信息发布网
www.china-ippublication.net

のご案内

2014年3月

日本技術貿易株式会社 IP総研

- 増加を続ける中国知財訴訟。
- 第4次専利法改正で権利行使がしやすく、損害賠償も高額になる可能性も。
- シュナイダー事件などでも判明した中国における証拠立証の困難さ。
- 中国において証拠立証手法として有効なのが公証。証拠保全目的の公証利用者は年々増加。

中国公証(確定日付)を取得



中国では公証証書の原本は
中国の公証役場に保管される

中国国内での防衛公開



なぜ、公証が必要？ 中国民事訴訟における証拠立証の困難さ

ip-soken

- 中国の民事訴訟においては外国等で形成された証拠提出に関する規定がある。
- 有事の際には他の作業に加え、これら証拠提出手続を証拠申出期間内に行う必要がある。最短「30日」。
- 平時から証拠資料の準備が重要。

最高人民法院「民事訴訟証拠に関する若干規定」

一 当事者による立証

第11条(外国等で形成された証拠の証明手続)

当事者が人民法院に提出する証拠が、中華人民共和国域外で形成されたものである場合、当該証拠は、所在国の公証機関の証明を経て、かつ当該国の中華人民共和国大使館(領事館)の認証を得、又は中華人民共和国及び当該国が締結した関連条約に規定されている証明手続を履行しなければならない。

第12条(訳文の添付)

当事者が人民法院に提出する証拠が、外国語の書証又は外国語による説明資料である場合、中国語の翻訳を添付しなければならない。

三 証拠申出期間及び証拠交換

第33条(証拠申出通知書、証拠申出期間の確定)

人民法院は、事件の受理通知書及び応訴通知書の送達と同時に、当事者に対し証拠の申出通知書を送達しなければならない。証拠の申出通知書には、立証責任の分配原則と要求、人民法院に対し書証収集を申請できる状況、人民法院が事件の状況に基づき指定する証拠の申出期間及び期限を経過して証拠を提出した場合の法律結果について明記しなければならない。

証拠の申出期間については当事者が協議により定めることができ、人民法院の認可を経ることができる。人民法院が証拠の申出期間を指定する場合、指定する期間は30日以下であってはならず、当事者が事件受理通知書及び応訴通知書を受領した翌日から起算する。

- 上記規定の対象外となるもの：各国の特許庁が発行する特許公報、中国国内の公共図書館に所蔵されている文献、資料。

「公証法」第5章 公証の効力 第36条(事実認定)

公証を経た民事法律行為、法的意義を有する事実及び文書は、事実認定の根拠とするものとする。但し、当該公証を覆すに足る反証がある場合についてはこの限りではない。

「民事訴訟法」第6章 第69条(公証証拠)(改定法 2013年1月1日施行)

法の定める手続を経て公証証明された法律行為、法律事実及び文書については、人民法院は、事実を認定する根拠としなければならないが、公証証明を覆すに足る反証のある場合は、この限りではない。

■公証の効力は公証證書の効力とも言うが、法律上における公証證書の拘束力を指す。中国公証法その他の法律の関連規定に基づき、公証證書は、①証拠効力、②強制執行効力と③法律行為成立要件効力という3つの効力を有する。

■公証證書は、普遍的な法律証明効力を有する。公証法第36条、民事訴訟法第69条の規定によれば、「法により手続を経て公証で証明された法律行為、法律事実及び書類は、裁判所は、事実を確定する根拠としなければならない。但し、公証による証明を覆すに足る反証のある場合には、この限りでない。」

そのため、公証を経ている民事法律行為、法律意義を有する事実と文書は、すでに真実性・合法性の特徴を有し、司法機関、仲裁機関、行政機関及びその登録部門は、公証證書を事実を認定する根拠としなければならない。

「公証法」第5章 公証の効力 第40条(民事訴訟)

当事者、公証事項の利害関係は、公証書の内容について争いがあるときは、当該争いについて人民法院に民事訴訟を提起することができる。

- 知的財産は無形であったり、消尽性を有することからも事実確定のため。
- 公開されていた事実、存在した事実を確定させるため。
- 先使用权確保のため。
- 証拠の完全性を増すため。
- 不正競争防止法(商品形態の模倣)主張のため。
- 現物証拠提出の代わりとして。
- 商標使用事実、周知事実の立証のため。
- 販売事実の立証のため。
- 新規性喪失の例外規定適用のため。
- 契約の内容確認、ロイヤルティーなど金銭債務履行の確保のため。
- 発明日確定のため。
- 偽造された証拠資料の提出を抑制する。
- 公証証拠は裁判官の個人的な見解を排除することが出来るため。
- その他

【公証制度の概念】

中国において、公証とは、「中華人民共和国公証法」と「公証手続規則」等の公証法規における規定に基づき公証機関が自然人、法人又はその他の組織による申請に応じて、法定手続に基づき、民事法律行為、法的意義を有する事実と文書の真実性、合法性について証明する活動を指す。

【公証員に就任するための条件】

- (1) 国籍条件：中国の公証員は必ず中華人民共和国国籍を有する者、中華人民共和国公民でなければならない。
- (2) 年齢の条件：公証員の年齢は、必ず満25歳～満65歳でなければならない。
- (3) 人徳条件：必ず道徳的・真面目で、規律・法律を遵守し、品行が良好でなければ、公証員を担任することができない。
- (4) 採用条件：① 国家司法試験に合格する。 ② 公証機関で2年以上実習した者、又は3年以上のその他法律職業の経歴を有し、かつ公証機関で1年以上実習した者として審査・合格したものである。

【中国公証機関の規模】

2010年末の統計データによれば、全国の公証機関数量はすでに3,011ヶ所に達しており、1980年と比べて5倍に増えている。公証従業人員は2万余人で、1980年と比べて15倍に増えている。毎年発行する公証証書は1,000万件以上であり、1980年に比べて110倍以上に増えている。北京市内には25ヶ所の公証役場がある。

- 公証員とは普段から良好な関係を築いておく。
- 公証員と良好な関係を有する弁護士、代理人を探しておく。
- 公証員に対象資料の内容を説明する際は表面的な説明で構わない。
- 公証員は守秘義務が課せられているので、特別な場合を除いてNDAは不要と思われる。
- 公証役場は多忙。出来る限り、平時に証拠保全を行う。

北京の代表的公証役場 - 北京市内に25ヶ所

ip-soken

【北京市中信公証処】 2013年6月、2013年9月 NGB訪問

公証員は27名。その他職員が約100名。その為、業務が遅滞することはほとんどない。年間10万件の公証を処理。知的財産権関連だけで年間約1万件。近年、インターネットに関する公証が増加しているらしい。China-IPPublication.net については通常企業から委任を受けて中国人弁護士が公証を受けるケースと効力は変わらない。あくまでも資料の開示された日の証拠を取るものである。先使用については資料内で先使用の事実を明確にしておけば良いとのコメントを頂く。



【北京市長安公証処】 2012年6月 NGB訪問

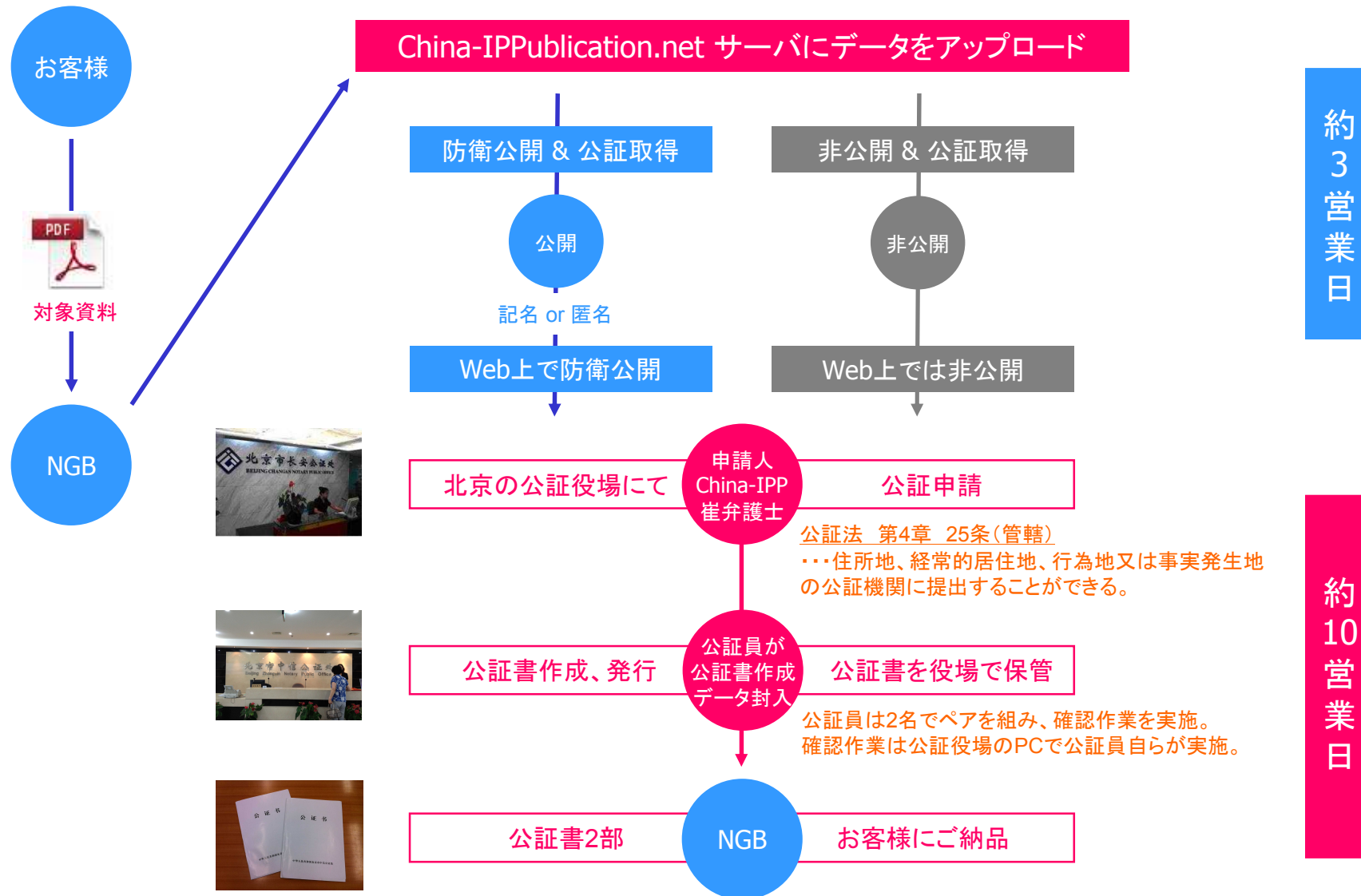
同公証役場は中国でトップ3に入る規模とのことで、公証員29名、公証員補助50名、その他の職員を含めると100名を越す大所帯。長安公証役場にはインターネット上のサービスおよび資料の証明及び保管に関して経験豊富な公証員が多数所属。最近では北京市のホームページについても公証した経験を有する。China-IPPublication.net についてはネット上の証拠保管が急増しており、従来、案件毎に個別対応していたので公証員も極めて多忙。本サービスは案件をまとめて証明することも可能なので公証役場も大いに助かりますとのコメントを頂く。



- 1.北京市方圆公証処
- 2.北京市方正公証処
- 3.北京市長安公証処
- 4.北京市東方公証処
- 5.北京市国立公証処
- 6.北京市中信公証処
- 7.北京市信德公証処
- 8.北京市精誠公証処
- 9.北京市正陽公証処
- 10.北京市首佳公証処
- 11.北京市燕京公証処
- 12.北京市海誠公証処
- 13.北京市求是公証処
- 14.北京市國信公証処
- 15.北京市華夏公証処
- 16.北京市恒信公証処
- 17.北京市嘉誠公証処
- 18.北京市潞州公証処
- 19.北京市龍誠公証処
- 20.北京市利兆公証処
- 21.北京市志誠公証処
- 22.北京市國泰公証処
- 23.北京市公明公証処
- 24.北京市漁陽公証処
- 25.北京市夏都公証処

China-IPPublication.net 公証申請・取得フローチャート

ip-soken



log-in registration

- 《网络商品交易及有关服务行为管理暂行办法》
新修改的专利法实施后外观设计专利申请应注意的...
《关于台湾同胞专利申请的若干规定》
2010年中国法院知识产权司法保护十大案件
《专利实施许可合同备案办法》(第62号)
中日知识产权局第十八次两局局长会议在京举行
新修改的专利法实施后外观设计专利申请应注意的...
加拿大研发“纸手机”有望引领新潮流
专利实施许可合同备案更便利更完善
商标法修订草案征求意见稿防侵权 易混淆商标不予注册

open information rights transfer

science and technology
轻量化技术展 [WA2014000004] 2014-02-12
THERMOTEC2013_工业加热_特别寄... [WA2014000003] 2014-01-20
20130703サーモテックプレゼン資... [WA2014000002] 2014-01-20
工場見学 指示資料 [WA2013000113] 2013-10-10
Ceram CN Catalog [WA2013000101] 2013-10-10
リニアガイド装置及びリニアアク... [WA2013000077] 2013-05-28
车辆间距警报装置 [WA2012000023] 2012-12-06
车辆用驾驶辅助装置 [WA2012000022] 2012-12-06
车辆用驾驶辅助装置 [WA2012000021] 2012-12-06
车辆间距警报装置 [WA2012000020] 2012-12-06

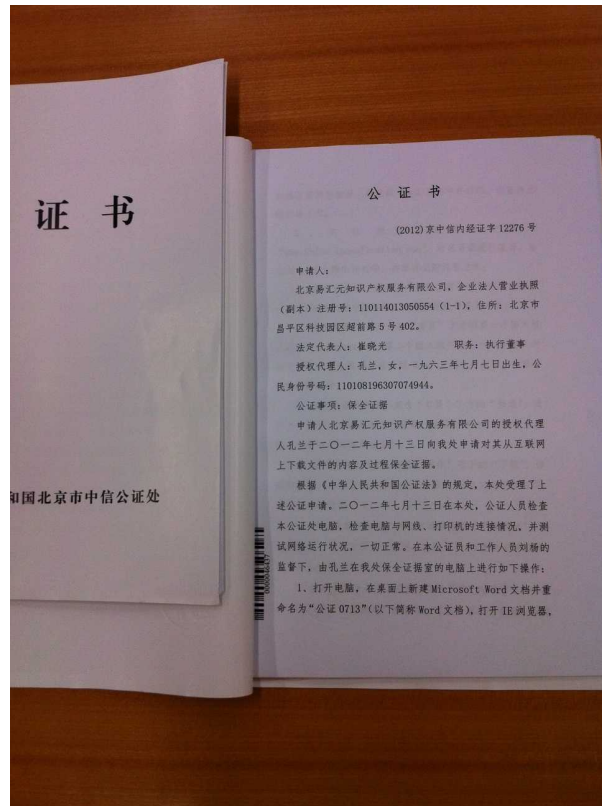
science and technology
垃圾处理方法、装置及其制备材料 [YA2011000003] 2011-12-21
垃圾处理方法 [YA2011000002] 2011-12-21
垃圾处理方法、装置及其制备材料 [YA2011000001] 2011-12-21

science and technology
轻量化技术展 [WA2014000004] 2014-02-12
THERMOTEC2013_工业加热_特别寄... [WA2014000003] 2014-01-20
20130703サーモテックプレゼン資... [WA2014000002] 2014-01-20
工場見学 指示資料 [WA2013000113] 2013-10-10
Ceram CN Catalog [WA2013000101] 2013-10-10
リニアガイド装置及びリニアアク... [WA2013000077] 2013-05-28
车辆间距警报装置 [WA2012000023] 2012-12-06
车辆用驾驶辅助装置 [WA2012000022] 2012-12-06
车辆用驾驶辅助装置 [WA2012000021] 2012-12-06
车辆间距警报装置 [WA2012000020] 2012-12-06

WEBサイトのトップページには「公開情報の名称」、「情報番号」、「情報公開日」が表示されます。
なお、これらのサイトトップページの情報はログインしなくても閲覧可能です。

industrial design
2013 商品のご案内(明治) [WB2013000070] 2013-10-10
2011 商品のご案内(明治) [WB2013000069] 2013-10-10
2009 商品のご案内 [WA2013000151] 2013-10-10

industrial design
2013 商品のご案内(明治) [WB2013000070] 2013-10-10
2011 商品のご案内(明治) [WB2013000069] 2013-10-10
2009 商品のご案内 [WA2013000151] 2013-10-10



公證書の原本は原則、現地の公証役場に保管されます。公証役場は閲覧希望者が利害関係人及びその代理人である場合に限り、保管している公証書を開示します。また、一度、開封した公証書は開封の事実を明記し、改めて証拠データを封入し、保管します。

公證書は2部、お届けします。

公証法 第4章 公証の手続 第25条(管轄)

自然人、法人又はその他の組織が公証手続を申請するときは、住所地、経常的居住地、行為地又は事実発生地の公証機関に提出することができる。

- 本サービスではChina-IPPublication.net（代表 崔弁護士）が公証の申請人となる。
- 北京に所在する2大公証役場では、China-IPPublication.net を利用して公証を取得することについて同意済み。
- 下記公証法 25条と照らし合わせても本サービスの運用手順は問題はないと公証員に確認済み。

住所地	China-IPPublication.net が申請人。代表は崔弁護士。同社の住所地は北京市。	○
事実発生地	China-IPPublication.net サーバは北京市内に所在している。	○

公証法 第4章 公証の手続 第26条(委託)

自然人、法人又はその他の組織は、他者に公証手続きを委託することができるが、遺贈、生存、養子縁組関係等、本人が公証手続きをとるべきものについてはこの限りではない。

■リーズナブルなサービス価格

中国公証取得(確定日付)と情報公開(防衛公開)の機能を52,000円で提供しています。

■申請時の翻訳が不要

China-IPPサービス経由での公証取得の場合、申請時に対象資料を中国語に翻訳する必要がありません。「日本語、英語」の資料で対応が可能です。なお、有事の際、証拠として利用する場合には証拠部分を中国語に翻訳する必要があります。

■委任状などの書類が不要

China-IPPサービス経由での公証取得の場合、委任状、会社の登記簿などは不要です。China-IPPサービスでは本サービスの設立者である崔弁護士がお客様に代わって申請人となります。

■迅速に公証を取得することが可能

近年、中国の公証員は極めて多忙です。通常ルートでは予想以上に時間が掛かるケースもあります。China-IPPサービスで築いた公証役場とのネットワークを活かし、通常のルートに比べて迅速に公証を取得することが可能です。

■公証取得後はメンテナンス・フリー

中国公証証書の有効期間は永久です。公証証書の原本は原則、公証役場に永久保存されます。公証取得後は維持、更新費用は不要です。

■その他、公証に関するサポートが可能

China-IPPサービス経由での公証取得以外にも、中国での現物公証、工場など現地での公証など崔弁護士、IP総研スタッフによる各種サポートが可能です。

	China-IPPublication.net	中国実用新案
取得ルート	China-IPP ⇒ 公証役場	出願人 or 代理人 ⇒ 知識産権局
委任状	不要	必要
費用	防衛公開、公証取得、送料などを 含めて 52,000円	国内代理人費用、外国代理人費用、 図面作成費用、オフィシャル費用などで 約30万円～
翻訳	不要 (申請時は日本語、英語でも対応可能) *1	必要 (日中翻訳10頁の場合、約15万円～)
所要期間	【公証法 第30条】申請受理後、15執務日以内 (過去の事例では最短で4営業日)	出願後、半年～

*1 裁判証拠として提出する際には該当部分を中国語に翻訳する必要があります。

China-IPPublication.net での防衛公開（非公開）及び公証取得

¥ 52,000～／件（税別）

- China-IPPublication.net での防衛公開、非公開にかかわらず同一価格です。
- ¥ 52,000 という費用には公証取得費用も含まれています。なお、公証役場の規定により公証対象となる資料の容量は5MB以下となります。1つのファイルがそれ以上のデータ容量になる場合には、5MBごとに¥6,800が追加課金されます。
- ご依頼の際は、対象資料をPDFファイルにしたものをお送り下さい。
- サービスの仕様、費用などは公証役場による指導、要望により変更される場合もございます。予め、ご了承下さい。

【事例 1】中国特許、実用新案出願には至らなかった案件を中国語明細書形式にして公証取得(公開)
実案での出願を試みたが、ある事情により出願を断念。中国語に翻訳し明細書形式で公開。

【事例 2】中国国内で販売している商品が掲載されているカタログ、パンフレットの公証取得(公開/非公開)
カタログの全部、または一部を公証。

【事例 3】中国のパートナー企業に対するプレゼンテーション用資料、配布資料の公証取得(非公開)
中国のパートナー企業に対するプレゼン資料に加え、資料の作成者、また、作成理由など要旨も公証。

【事例 4】日本国内で公開している自社公開技報(国会図書館にも所蔵)を電子化し、公証取得(非公開)
既に日本の国会図書館に所蔵されているが、重要な案件である為、中国でも公証を取得。

【事例 5】国会図書館の受け入れ証明を非公開にて公証取得。

【事例 6】日本国出願後、海外での展示会にて関連資料を開示する為、自ら早期公開し、公証を取得(公開)

【事例 7】中国に所在する工場の見学ツアーコースに掲示されている資料を公開し、公証取得 (公開)

【事例 8】商品カタログを公開し、公証取得。今後も継続予定(公開)
2009年、2011年、2013年の商品カタログを公開し、公証取得。商品名、パッケージデザインなども時期により異なるので
今後も定期的、且つ継続的に防衛公開を行い、公証を取得する予定。

【事例 9】発明協会の公開技報から重要なものを非公開にて公証取得。

【事例10】取扱説明書を公開して公証取得。

例えば、中国特許出願関連費用の年間予算が1000万円の場合

⇒ 1件あたりの特許出願費用が50万だと仮定すると、出願可能な件数は「20件」。
「20件」の発明に対し、権利取得の為の手続が可能。

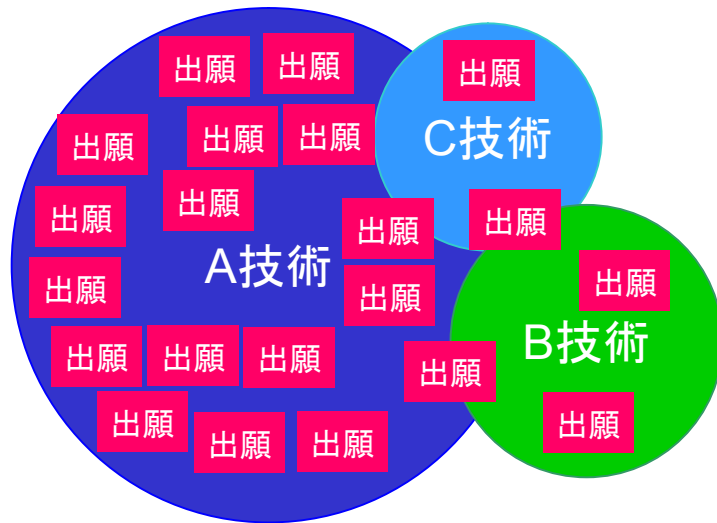
⇒ 出願すべき発明を「15件」に絞る。この場合、特許出願費用は「750万」。
残る予算は「250万」。

出願に至らなかった関連発明群を China-IPPublication.net を利用すれば、
「約50件」程度の防衛公開と公証取得が可能。

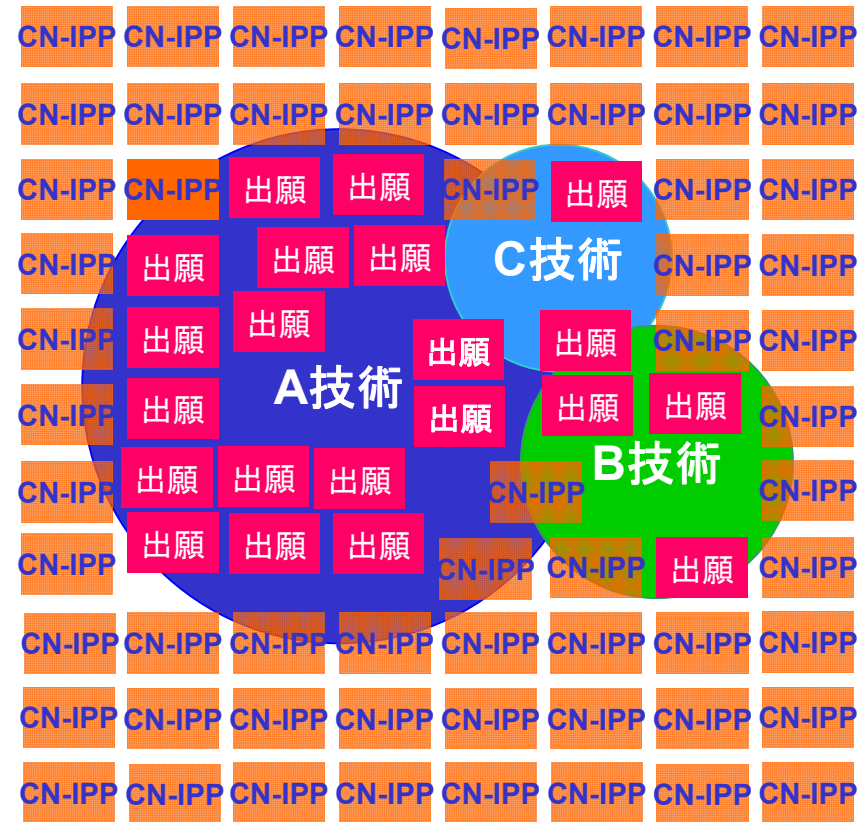
結果として、合計「65件」の発明群での知財戦略が可能。

出願 = Offense

CN-IPP = defense by [China-IPPublication.net](#)



特許出願20件



特許出願15件 + China-IPP 約50件
65件の発明群